

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成28年2月12日(2016.2.12)

【公表番号】特表2015-506735(P2015-506735A)

【公表日】平成27年3月5日(2015.3.5)

【年通号数】公開・登録公報2015-015

【出願番号】特願2014-547875(P2014-547875)

【国際特許分類】

A 43 B 1/10 (2006.01)

C 08 L 9/02 (2006.01)

C 08 L 101/00 (2006.01)

A 43 B 13/04 (2006.01)

【F I】

A 43 B 1/10

C 08 L 9/02

C 08 L 101/00

A 43 B 13/04 A

【手続補正書】

【提出日】平成27年12月14日(2015.12.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも下記：

- ・60～100phrのニトリル・ブタジエンゴム；
- ・10phrと50phrの間の量の補強用充填剤；
- ・20よりも高いTgを有する炭化水素系樹脂、及びTgが-20よりも低い、20において液体である可塑剤を含む可塑化系；並びに
- ・架橋系、

を含むゴム組成物を含む靴底。

【請求項2】

前記ニトリル・ブタジエンゴムが、ブタジエン/アクリロニトリルコポリマー(NBR)である、請求項1記載の靴底。

【請求項3】

前記可塑化系が、4phrと30phrの間の含有量Aの、20よりも高いTgを有する炭化水素系樹脂を含む、請求項1又は2記載の靴底。

【請求項4】

前記可塑化系が、4phrと30phrの間の含有量Bの、Tgが-20よりも低く、20において液体である可塑剤を含む、請求項1～3の記載のいずれか1項記載の靴底。

【請求項5】

前記炭化水素系樹脂が、シクロペンタジエンのホモポリマーまたはコポリマー樹脂、ジシクロペンタジエンのホモポリマーまたはコポリマー樹脂、テルペンのホモポリマーまたはコポリマー樹脂、C₅留分のホモポリマーまたはコポリマー樹脂、C₉留分のホモポリマーまたはコポリマー樹脂、メチルスチレンのホモポリマーまたはコポリマー樹脂、およびこれらの樹脂の混合物からなる群から選ばれる、請求項1～4のいずれか1項記載の靴

底。

【請求項 6】

前記液体可塑剤が、植物油である、請求項1記載の靴底。

【請求項 7】

前記ゴム組成物が、前記ニトリル ブタジエンゴム以外の第2のジエンエラストマーも含む、請求項1～6のいずれか1項記載の靴底。

【請求項 8】

前記ゴム組成物が、最大で20phrの前記第2ジエンエラストマーを含む、請求項7記載の靴底。

【請求項 9】

前記補強用充填剤が、カーボンブラック、シリカ、またはカーボンブラックとシリカの混合物を含む、請求項1～8のいずれか1項記載の靴底。

【請求項 10】

補強用充填剤の含有量が、10phrと40phrの間の量である、請求項9記載の靴底。